

様式 2-2-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（期間実績評価） 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人建築研究所	
評価対象中長期 目標期間	期間実績評価（中長期目標期 間実績評価）	第三期中長期目標期間
	中長期目標期間	平成23～27年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	技術調査課 石原康弘
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 斉藤夏起

3. 評価の実施に関する事項
<p>（実地調査、理事長・監事ヒアリング、研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長・監事ヒアリング：平成28年7月5日 ・研究開発に関する審議会からの意見聴取：平成28年7月5日、平成28年7月19日

4. その他評価に関する重要事項
<p>（目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に関する事項などを記載）</p> <p>特になし。</p>

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考：見込評価)
評価に至った理由	(上記評価に至った理由を記載) 項目別評価の分布状況を踏まえ、全体の評価はBとする。	

2. 法人全体に対する評価
<p>(各項目別評価、法人全体としての業務運営状況等を踏まえ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けた法人全体の評価を記述。その際、法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などについても適切に記載)</p> <p>・法人全体としてとしての評価はB評価であるが、「研究開発成果の最大化」に向け、国の施策に関する技術的支援を行い、建築研究所が関与した技術基準は多数あるなど、十分な成果を残しており、着実な実施状況である。また、重大な業務運営上の課題はなかった。</p>

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等
<p>(項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、事務事業の見直し、新中長期目標の策定において特に考慮すべき事項があれば記載。今後の対応の必要性を検討すべき事項、政策・施策の変更への対応、目標策定の妥当性なども含めて改善が求められる事項があれば記載。項目別評価で示された主な助言、警告等があれば記載)</p> <p>・全体の評価に影響を与える事象は特になし。</p>

4. その他事項
<p>研究開発に関する審議会の主な意見</p> <p>(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員等リソースの制約がある中、研究開発成果の最大化を果たそうとする建築研究所の努力は一定の評価ができる。 ・地球的な規模で進行している地球温暖化と気候変動をもたらす日々の災害や活発化する地震活動など、また我が国特有の問題としての少子化・超高齢化等、国民生活を取り巻く環境が、年々厳しさを増しているように感じられるが、建築研究所においては社会的要請の高い研究課題として、持続可能な住宅・建築・都市の実現、安全安心な住宅・建築・都市の実現、人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市のストックの維持・再生、国際貢献と情報化等への対応が求められており、これらの「研究開発成果の最大化」に向けて、様々な取り組みが行われており、その成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。重要な研究課題に取り組んでおり、中には、スペイン語による研修の実施のように国際地震工学研修の実施として、また研究成果の普及としても顕著な成果をもたらしたのものもあるが、中長期計画期間全体としては所期の目標を達成したものである。建築研究所の研究成果に対し、国民が寄せる期待も高いので、ますます充実した研究活動を行っていただきたい。 ・計画通りに着実に成果を挙げており、引き続き取り組んでいただきたい。 ・研究開発成果の最大化に関する評価項目では、特に社会的要請の高い課題において、研究成果が国の各種基準の策定に反映されており、着実に成果を上げていることが伺われた。法人全体の信用を失墜させる事件などはなく、研究機関としての評価は高い。また、一個人として研究者・技術者として社会的に高く評価されている職員も多く擁している。 ・社会的な要求に対して、適宜、迅速に対応されている。 ・「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」につき、A評価4つ（B評価6つ）であり、評価の分布状況では、Bとなるが、今回の評価作業の過程において、限られたリソースの中で、研究成果の最大化に向け、行政支援型の研究開発法人としての使命を果たすべく運営されていることを確認し高く評価するものである。 ・重点研究課題、基盤的研究、共同研究、外部資金による研究などを相互に関連付けたより包括的な戦略、および研究運営が必要であると指摘した。28年度からは、より機動的・戦略的な体制を求めて新しい研究プログラムの枠組みに移行することになるが、運営の基本理念、手続き、評価法等を確立することが求められる。 ・研究は、その成果を必要とされる場所に確実に普及・浸透させる広報活動をもってひとまず終了とするのではなく、実践状況を検証し、改善すべき点を見極め、次の研究につなげていく、というPDCAを意識した研究活動を行っていただきたい。 ・顕著な貢献のあった「技術の指導」と「成果の普及」については、建築研究所の価値を対外的に高めるものであるため、一層頑張っていただきたい。 ・本法人には、建設省建築研究所の時代から長きに渡って、研究成果が継続的に国の各種基準の策定に反映されて来た経緯があり、確かにその時代時代において重要な役割を果たしてきた。しかし、その結果が本当に社会への浸透したのか、社会に悪い影響はなかったのか、技術は正しかったのか、常にフォローアップし、改善する努力が必要ではないのか。例えば、地震被害調査などについて、真の社会の要請に合致していたかを再評価し、改良すべきことはないか、もっと長いスパンで評価する活動を本法人のなすべき業務・活動の一つと考えていただきたい。 ・社会的な要求に対して、適宜、迅速に対応されている。
<p>監事の主な意見</p> <p>(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)</p> <p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第 1 2 条第 1 号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	4 3 9、4 4 0

2. 主要な経年データ														
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
事前評価でA評価を受けた課題数 (A/全体)	—	11/11	12/12	12/12	11/11	10/10	22/22	予算額（千円）	1,341,250	977,058	1,128,748	1,092,704	1,086,725	
事後評価でA評価を受けた課題数 (A/全体)	—	0/0	2/2	8/9	1/1	10/10	21/22	決算額（千円）	1,059,346	1,184,836	931,037	1,103,142	1,066,019	
進捗ヒアリングで○評価を受けた課題数 (○/全体)※1	—	11/11	10/10	3/3	10/10	—	—	経常費用（千円）	997,746	994,957	908,352	958,666	956,787	
個別研究開発課題数	—	11	12	12	11	10	22	経常利益（千円）	0	0	0	0	0	
重点的研究開発課題に充当した研究費の予算割合	概ね 75%	79%	74%	74%	75%	76%	—	行政サービス実施コスト（千円）	1,601,200	1,538,470	1,385,779	1,388,949	1,436,278	
								従事人員数	35	33	33	35	34	

※1 進捗ヒアリングの課題数は、事後評価を実施した課題についてはカウントしていない。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注) インプット情報の各計数については、「社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」に該当する経費の他、管理部門の人件費を除いた共通経費（施設整備費補助金を含む。）を「社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」、「基盤的な研究開発の計画的な推進」、「国際地震工学研修の着実な実施」に該当する経費の割合で按分した経費を加算したものを記載している。

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	
	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 研究開発の基本的方針</p> <p>①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <p>・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を早期に得ることを目指す研究開発を重点的研究開発として位置付け、重点的かつ集中的に実施すること。</p> <p>・その際、本中期目標期間中の研究所の総研究費（外部資金等を除く。）の概ね75%を充当することを旨とする等、当該研究開発が的確に推進しうる環境を整え、明確な成果を上げること。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 研究開発の基本的方針</p> <p>①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <p>・下記に示す研究開発を重点的研究開発として、重点的かつ集中的に実施する。</p> <p>ア) グリーンイノベーションによる持続可能な住宅・建築・都市の実現</p> <p>イ) 安全・安心な住宅・建築・都市の実現</p> <p>ウ) 人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生</p> <p>エ) 建築・都市計画技術による国際貢献と情報化への対応</p> <p>・研究所全体の研究費のうち、概ね75%を充当する。</p>	<p>評価軸</p> <p>(1) 成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか【妥当性の観点】</p> <p>(2) 成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施されているか【時間的観点】</p> <p>(3) 成果・取組が社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出に貢献するものであるか【社会的・経済的観点】</p> <p>評価指標</p> <p>○研究評価等での評価・進捗確認</p> <p>モニタリング指標</p> <p>○個別研究開発課題実施数</p> <p>○重点的研究開発課題に充当した研究費の予算割合</p>	<p>○重点的研究開発課題に対して総研究費の約75%を充当し、個別研究開発課題である22課題について研究を推進している。</p> <p>○特に、省エネ法・エコまち法に関わる研究開発、中層・大規模木造建築物の実現に向けた研究開発、社会的要請の高い課題として機動的に実施した、天井の耐震設計に関する研究開発に関する研究課題については、国の方針に迅速に対応し重点的・集中的に研究開発を行い、関連する国の技術基準に反映される多くの知見を得た。</p> <p>○大綱的指針に基づく研究評価等の結果は、以下のとおりであった。</p> <p>・事前評価（外部評価）の結果22/22課題がA（新規研究開発課題として、提案の内容に沿って実施すべきである）</p> <p>・事後評価（外部評価）の結果、21/22課題がA（本研究で目指した目標を達成できた）、1/22課題がB（本研究で目指した目標を概ね達成できた）</p> <p>・4つの研究開発目標の達成に係る外部評価の結果、ア)イ)ウ)エ)がA（中期目標期間に目標の達成ができた）。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>○大綱的指針に基づく研究評価等の結果を踏まえれば、</p> <p>・国の方針や社会のニーズに適合した成果を創出及び取組を実施している。</p> <p>・期待された時期に適切な形で成果を創出し、また取組を実施している。</p> <p>・社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出に貢献する成果を創出し、また取組を実施している。</p> <p>○特に、省エネ法・エコまち法に関わる研究開発、中層・大規模木造建築物の実現に向けた研究開発、天井の耐震設計等に関する研究開発については、国の技術基準に反映される顕著な成果を創出した。</p> <p>これらを踏まえA評価とする。</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>（業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評価に至った根拠を具体的かつ明確に記載）</p> <p>・中長期目標期間において、社会的要請の高い重点的研究開発課題に重点的・集中的に対応し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律に関する研究開発、中層・大規模木造建築物の実現に向けた研究開発並びに天井の耐震設計に関する研究開発など国の技術基準に反映させる研究開発を実施したことについては高く評価でき、「研究開発成果の最大化」にむけて、顕著な成果や将来的な成果の創出の期待等が認められる。</p> <p><今後の課題></p> <p>（検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載）</p> <p>・平成27年度も引き続き、重点的研究開発を重点的かつ集中的に実施すること。</p> <p><その他事項></p> <p>（審議会の意見を記載するなど）</p> <p>・建築研究所の研究は、重点的研究開発課題と基盤研究課題とにより推進されている。このうち、重点的研究開発課題22課題に対し、総研究費の概ね75%を充当したことは重点的対応として適切であり、評価できる。10課題が、平成27年度期限（平成28年5月事後評価予定）のものであるが、進捗ヒアリングの結果、実施状況が適切であると評価され、予算配分が行われている。社会的要請の高い課題への重点的・集中的対応であると評価できる。</p> <p>・各課題の事前評価はすべてAであり、12課題の事後評価も1課題（B評価）を除きAとなっている。残る10課題も実施状況は適切との評価を得ている。</p> <p>・特に省エネ法・エコまち法に関わる研究開発、CLTの利用促進による大規模木造建築物の実現に関する研究は、多くの技術基準の整備に直結する成果を挙げ、関連技術の普及を促進するものとして高く評価される。</p> <p>・東日本大震災を受けて取り組んだ津波避難ビルや天井の耐震設計に関する研究など、社会的要請の強い研究課題について機動的に取り組んだ点は特に高く評価したい。</p> <p>・国の方針や社会のニーズに適合した成果を創出するための重点的研究開発課題はそれらのほとんどで目標を達成しており有効に機能していることが評価できる。</p> <p>・中期計画の年度計画への展開についてはより具体的な計画とすることが望ましい。また、その上で、年度計画の見直し、新規課題の追加を一定のルールで行い、記録するようにすべきである。</p> <p>・大学等其他の研究機関との連携・共同が効果的と判断される課題領域については、より積極的なリーダーシップ、拠点づくりを意識した計画が必要と思われる。</p> <p>・技術基準に関わる研究開発以外にも、空き家、技能者問題、イノベーション創出等喫緊の政策課題があるのではないかと。基盤的研究との線引きを含めて検討の必要がある。</p> <p>・第三期中期計画の各重点的研究開発課題の成果が上がるよう、引き続き、所全体として重点的かつ集中的に対応を行い、研究開発を推進して行くことにより、中期目標を上回る成果を達成できるものと考えられる。</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <p>・中長期目標期間において、社会的要請の高い重点的研究開発課題に重点的・集中的に対応し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律に関する研究開発、中層・大規模木造建築物の実現に向けた研究開発並びに天井の耐震設計に関する研究開発など国の技術基準に反映させる研究開発を実施したことについては高く評価でき、「研究開発成果の最大化」にむけて、顕著な成果や将来的な成果の創出の期待等が認められる。</p> <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <p>・今後も引き続き、重点的研究開発を重点的かつ集中的に実施すること。</p> <p><その他事項></p> <p>（審議会の意見を記載するなど）</p> <p>・見込評価時には、進捗ヒアリングにとどまっていた課題が計14課題あったが、これらの事後評価はすべてAであった。</p> <p>・中長期計画にもとづき、十分に成果をあげている</p> <p>・中長期目標期間の重点的研究課題の選択や取り組みについては、国民的な関心の強さや需要の強さなども考慮されており、また、建築研究所に寄せる研究機関としての期待の高い。</p> <p>・国の方針や社会のニーズに適合した成果を創出するための重点的研究開発課題は、それらのほとんどで目標を達成しており有効に機能していることが評価できる。</p> <p>・重点的研究開発課題に対しては、数値目標も含めて十分な対応がなされたと考える。また、東日本大震災を受けて取り組んだ津波避難ビルや天井の耐震設計に関する研究など、社会的要請の強い研究課題について機動的に取り組んだ点は特に高く評価したい。よって顕著に目標を達成したものと判断する。</p> <p>・重点課題ウ)（人口減少・高齢化）の研究予算配分額が低いことへの合理的説明が不足している。</p> <p>・重点課題領域間での予算配分に関する基本的な説明性が必要。</p> <p>・重点的研究開発課題として設定された4つのテーマ間の年度計画バランスについて配慮が必要ではないか（ウが尻すばみになってしまっている）</p>

4. その他参考情報

（諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	基盤的な研究開発の計画的な推進		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第 1 2 条第 1 号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	4 3 9、4 4 0

2. 主要な経年データ														
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
事前評価でAまたは○評価を受けた課題数（Aまたは○/全体）	—	27/27	28/28	32/32	32/32	35/35	84/84	予算額（千円）	352,980	352,178	397,246	366,745	344,301	
事後評価でAまたは○評価を受けた課題数（Aまたは○/全体）	—	15/15	8/8	13/13	11/11	19/19	68/68	決算額（千円）	302,922	416,063	356,769	388,969	359,762	
進捗ヒアリングで○評価を受けた課題数※1（○/全体）	—	12/12	20/20	19/19	19/19	16/16	16/16	経常費用（千円）	282,593	291,034	336,806	331,234	336,660	
実施課題数（運営費交付金）	—	27	28	32	32	35	84	経常利益（千円）	0	0	0	0	0	
								行政サービス実施コスト（千円）	453,510	450,017	513,771	479,903	505,406	
								従事人員数	10	12	13	12	12	

※1 進捗ヒアリングの課題数は、事後評価を実施した課題についてはカウントしていない。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注) インプット情報の各計数については、「社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」に該当する経費の他、管理部門の人件費を除いた共通経費（施設整備費補助金を含む。）を「社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」、「基盤的な研究開発の計画的な推進」、「国際地震工学研修の着実な実施」に該当する経費の割合で按分した経費を加算したものを記載している。

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	
<p>② 基盤的な研究開発の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の建築・都市計画技術の高度化や建築の発達・改善及び都市の発展・整備の課題解決に必要な基礎的・先導的な研究開発を計画的に進めること。 	<p>① 基盤的な研究開発の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャルの向上などに必要となる基礎的・先導的な研究開発を、競争的資金等外部資金も活用しながら、中長期的視点に立ち計画的かつ積極的に実施する。 	<p>評価軸</p> <p>(1) 成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか【妥当性の観点】</p> <p>(2) 成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施されているか【時間的観点】</p> <p>(3) 成果・取組が社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出に貢献するものであるか、または工学的価値が十分あるものであるか【社会的・経済的観点、工学的観点】</p> <p>評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究評価での評価・進捗確認 <p>モニタリング指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施課題数 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的・先導的研究である基盤研究として、運営費交付金による 84 課題、競争的資金による 93 課題、合計 177 課題を実施している。 重点的研究開発課題に発展した基盤研究、研究成果が実社会において直接活用された基盤研究等、適切に取り組み、有意な成果を得ている。 研究評価等の結果は以下のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> 事前評価の結果 84 課題が A または O 事後評価の結果、68/68 課題が A または O 	<p>< 評定と根拠 ></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究評価等の結果を踏まえれば、 成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合している。 成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施されている。 成果・取組が社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出に貢献するものであるまたは工学的価値が十分あるものである。 <p>これらを踏まえ B 評価とする。</p>	<p>評定</p> <p>B</p>	<p>評定</p> <p>B</p>
					<p>< 評定に至った理由 ></p> <p>（業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間においては、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p>< 今後の課題 ></p> <p>（検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度も引き続き、国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の建築・都市計画技術の高度化や建築の発達・改善及び都市の発展・整備の課題解決に必要な基礎的・先導的な研究開発を計画に進めること。 <p>< その他事項 ></p> <p>（審議会の意見を記載するなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎的・先導的研究である基盤研究として、運営費交付金による 77 課題、競争的資金による 86 課題、合計 163 課題が実施された。国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据えて研究開発が推進されているものであり評価できる。 運営費交付金によるすべての課題は、A または O（適切な実施状況）の評価を得ている。 また、重点的研究開発課題に発展し、あるいは実用に供されるなど、いくつかの優れた成果がある。 77 課題のうち、国の基準または解説書に反映する見込みのあるもの 47 課題、技術基準の実行性や関連行政施策の立案に反映する見込みのあるものは 14 課題見込まれており、まずまずの成果が期待される。 中長期目標期間の基礎的先導的研究の選択や取り組みについては、建築研究所でなければ行かない研究などが考慮され、また、そのようなある種民間ではやれないような研究でかつ必要の高いものについて、建築研究所に寄せる研究機関としての期待もあるところである。 重点的研究開発課題に発展した基盤研究、研究成果が実社会において直接活用され、有意な成果が得られている。 基盤的研究を説明する緩やかな枠組みが必要なわけではないか。その枠組みは、技術基準にこだわらず広い政策分野をカバーするものであることが望ましい。 住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャルの向上などに必要となる基盤的な研究開発について、国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、研究開発を推進することにより、中長期目標を達成できるものと考えられる。 今後とも、世の中の動静に敏感に反応しながらも、着実な研究に取り組んでほしい。 グループごとの研究活動にややばらつきが見られるが、今後の建築研究所のあり方を考えるあたり、これをどのように考えるかが重要であるように感じる。 	

4. その他参考情報
（諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-1	他の研究機関との連携等		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第 1 2 条第 1 号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	4 3 9、4 4 0

2. 主要な経年データ															
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
共同研究数(件)	40	45	48	55	46	53	毎年度 40件以上	予算額(千円)							
研究者の受け入れ数(名)	35	41	45	57	53	54	毎年度 35名以上	決算額(千円)	「1-1-1 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」及び 「1-1-2 基盤的な研究開発の計画的な推進」の内数						
								経常費用(千円)							
								経常利益(千円)							
								行政サービス実施コスト(千円)							
								従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	B	評価	B
<p>(2) 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置</p> <p>①他の研究機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発テーマの特性に応じ、国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点にたつて、研究開発の効率的かつ効果的な連携を推進するものとする。その際、共同研究、人事交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めること。 	<p>(2) 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置</p> <p>①他の研究機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との共同研究を、中期目標期間中の各年度において40件程度実施する。 国の機関に加え大学、民間研究機関等との人事交流を推進するとともに、テニュアトラック制度による若年任期付研究者の採用を計画的に推進する。 客員研究員又は交流研究員として、毎年度35名程度の研究者を受け入れる。 	<p>評価軸</p> <p>(1) 研究開発の効率的・効果的な推進のため、国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取り組みが適切かつ十分であるか</p> <p>評価指標</p> <p>○共同研究数</p> <p>モニタリング指標</p> <p>○研究者の受け入れ数</p>	<p>○国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を、以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロエネルギー住宅に関する研究等、外部の研究機関と共同研究を延べ247件(毎年度40件以上)実施 ・このうち92件は、国土交通省の建築基準整備促進事業の補助金を受けた民間事業者等との共同研究であり、建築基準の整備を促進する上で必要となる基礎的な調査研究及び技術基準の原案の基礎資料の作成等を行っている。 ・客員研究員を毎年度20名以上、交流研究員を毎年度15名以上受け入れ、毎年度35名以上の研究者を受け入れている。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○研究開発の効率的・効果的な推進のため、建築基準の整備促進等の重要な政策課題に対応するなど、国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との共同研究や研究者の受け入れ等の取り組みを適切に行っている。</p> <p>○共同研究数は、目標を達成している。</p> <p>これらを踏まえB評価とする。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評価に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標期間においては、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>(検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度も引き続き、共同研究、人事交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めること。 <p><その他事項></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究数は、現在までのところ194件であり、目標値(160件)を上回っている。また、研究者の受入れについては、海外からの受入れを含めた受入れ総数は延べ289名である。この結果、対所内研究職員比1.5の規模になっている。多様なレベルでの連携等が進められていると評価できる。 ・共同研究の成果は技術基準原案作成に有効に用いられている。また、国土交通省・建築基準整備促進事業による民間事業者との共同研究も全194件中79件に上り、同制度が適切に活用されていると認められる。 ・客員研究員を毎年度20名以上、交流研究員を毎年度15名以上受け入れ、毎年度35名以上の研究者を受け入れている。 ・外部研究機関との共同研究、人事交流は各年度において数値目標を上回っている。 ・テニュアトラック制度による若手研究者の任期付採用も、期中を通じて順調に実施されている。 ・国内外の大学研究者や民間事業者等、他の研究開発機関との連携・協力の取り組みは活発になされている。 ・研究開発を効率的・効果的に推進するため、研究開発テーマの特性に応じた適切な役割分担のもと積極的な産学官連携を進めることにより、中長期目標を達成できるものと考えている。 ・基盤的な研究の推進の課題とも関連して住宅・都市分野の共同研究が極めて少ないことは非常に気になる。 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標期間においては、国内外の大学、民間事業者等との共同研究を行い、共同研究件数、研究者受け入れ数について、期中すべての年度で目標値を上回っており、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>(見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、共同研究、人事交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めること。 <p><その他事項></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究数、研究者受入れ数については、期中すべての年度で目標値を上回っている。 ・国内外の大学研究者や民間事業者等、他の研究開発機関との連携・協力の取り組みは活発になされている。 ・国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との共同研究は、建築基準の整備促進等の重要な政策課題を達成するために適切に機能している。 ・当中間目標期間において、共同研究数は、現在までのところ247件であり、目標値(200件)を上回っている。 ・研究者の受け入れは、海外からの受け入れを含め受入れ総数は延べ372名である。この結果、現在の対所内研究職員比1.4の規模になっている。多様なレベルでの連携等が進められていると評価できる。 ・個々の共同研究の取り組み・成果を評価するには、重点研究や基盤研究との関係を明らかにする必要があると思われる。 ・1-2基盤的な研究の推進の課題とも関連して、住宅都市分野の共同研究が極めて少ないことは非常に気になる。 		

4. その他参考情報
(諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-2	研究評価の的確な実施		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
研究評価委員会開催数	—	2	2	2	2	2	毎年度 2回	予算額（千円）								
評価対象課題数	—	42	31	32	41	46	192 (延べ数)	決算額（千円）	「1-1-1 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」及び 「1-1-2 基盤的な研究開発の計画的な推進」の内数							
								経常費用（千円）								
								経常利益（千円）								
								行政サービス実施コスト（千円）								
								従事人員数								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評定	B	評定	B
<p>②研究評価の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発の実施にあたっては、評価を実施し、評価結果を課題の選定・実施に適切に反映させること。 外部からの検証が可能となるよう第三者委員会による評価を行う等の所要の措置を講じること。 成果をより確実に社会・国民に還元させる視点で追跡評価を導入すること。 	<p>研究評価の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究課題の選定及び研究開発の実施にあたっては、内部評価と外部評価により、事前、中間、事後の評価を行い、当該研究開発の必要性等について評価を受ける。 その際、他の研究機関との重複排除を図る観点から、関連研究機関の研究内容等を事前に把握する。 研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とする。 	<p>評価軸 (1) 国の大綱的指針に基づく研究評価が適切に行われているか</p> <p>評価指標 ○研究評価委員会開催数</p> <p>モニタリング指標 ○評価対象課題数</p>	<p>○研究評価を以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の大綱的指針を踏まえた「独立行政法人建築研究所研究評価実施要領」に基づき、事前評価、事後評価、追跡評価を行い、自己評価、内部評価、外部有識者委員会による外部評価を実施している。 研究開発の必要性、他の機関との連携及び役割分担、建築研究所が実施することの必要性・妥当性、研究の実施状況、成果の質、研究体制等について、研究評価を行っている。 毎年度、2回の研究評価を実施し、延べ192課題について評価した。 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>○研究評価実施要領に基づき、国の大綱的指針に基づく研究評価を適切に行っている。</p> <p>これらを踏まえB評価とする。</p>	<p>評定</p> <p>B</p>	<p>評定</p> <p>B</p>	<p><評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間においては、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題> (検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度も引き続き、適切に研究評価を実施し、評価結果を課題の選定・実施に適切に反映させること。 <p><その他事項> (審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前評価、事後評価、追跡評価を行い、自己評価、内部評価、外部有識者委員会による外部評価を実施され、研究評価の的確な実施は、研究開発成果の最大化に向けて着実な業務運営がされている。 研究開発の必要性、他の機関との連携及び役割分担、建築研究所が実施することの必要性・妥当性、研究の実施状況、成果の質、研究体制等について、研究評価を行っている。 課題の修正・継続に関して自己評価は各課題の評価を毎年行う必要はないか。 研究評価実施要領を活用して研究評価を適切に実施することにより、中期目標を達成できるものと考えられる。 外部有識者の評価を疑うものではないが、研究評価のほぼ全てがA評価とされており、研究評価が甘いのではないかと批判にえられるよう、評価結果や評価者のコメントなどの積極的な公開をこれまで以上に希望する。 	<p><評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間においては、理事長をトップとする所内委員会による内部評価、外部有識者委員会による外部評価を実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて、着実な実施状況であると認められる。 <p><今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き、適切に研究評価を実施し、評価結果を課題の選定・実施に適切に反映させること。 <p><その他事項> (審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究機関として研究成果に関し、事前評価、事後評価、追跡評価を行い、自己評価、内部評価、外部有識者委員会による外部評価を実施しており、研究成果の最大化に向けて、研究開発成果の創出や将来的な成果の創出の期待が認められ、着実な業務運営がされているものと思われる。 研究評価実施要領に基づき、事前、事後、追跡評価を行い、自己評価、内部評価、外部有識者委員会による外部評価を実施している。当中長期目標期間においては、延べ192課題について評価した。着実な実施状況にあると評価できる。 平成28年度からは研究課題の新しい枠組みが大きく2本のプログラムとして編成されることになる。すでに事前評価は27年度に実施されているが、評価方法については今後多くの追加的検討が必要であろう。 外部有識者の評価を疑うものではないが、研究評価のほぼ全てがA評価とされるのは、常識的にはやや違和感がある。研究評価が甘いのではないかと批判にえられるよう、評価結果や評価者のコメントなどの積極的な公開をこれまで以上に希望する。

4. その他参考情報
(諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-3	競争的研究資金等外部資金の活用		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ														
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
競争的資金審査実施数	—	6	12	7	8	7	40 (合計)	予算額(千円)						
獲得金額(百万円)	—	87	55	92	118	122	474 (合計)	決算額(千円)	「1-1-1 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」及び 「1-1-2 基盤的な研究開発の計画的な推進」の内数					
獲得件数	—	37	38	36	35	32	90 (実数計)	経常費用(千円)						
								経常利益(千円)						
								行政サービス実施コスト(千円)						
								従事人員数						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	
					（見込評価）	（期間実績評価）
					評定	評定
					B	B
③競争的研究資金等の積極的獲得 ・競争的研究資金等外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努めること。	競争的研究資金等外部資金の活用 ・研究所として引き続き「一人一件以上申請」の目標を掲げるとともに、研究代表者として他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより獲得に努める。 ・これにより、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努める。	評価軸 （1）競争的資金等外部資金の獲得が、建築研究所のミッションに合致して適切になされているか 評価指標 ○競争的資金審査会実施数 モニタリング指標 ○獲得金額 ○獲得件数	○競争的資金等の積極的獲得に関し、以下のとおり実施している。 ・「研究者一人一件以上申請」の目標を掲げるとともに、理事長等で構成する所内審査会を40回開催し、100名・合計129件の申請課題について、申請内容の事前ヒアリングを行い、組織的かつ戦略的な獲得に努めた。 ○その結果、獲得状況は以下のとおりであった。 ・90課題（実数）、474百万円を獲得した ・このうち、科学研究費助成事業については、計70課題、279百万円であった。	<評定と根拠> 評定：B ○競争的資金審査会等により組織的かつ戦略的な獲得に努め、競争的資金等外部資金の獲得を建築研究所のミッションに合致して適切に行った。 これらを踏まえB評価とする。	評定 B <評定に至った理由> （業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載） ・中長期目標期間においては、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <今後の課題> （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） ・平成27年度も引き続き、競争的研究資金等外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努めること。 <その他事項> （審議会の意見を記載するなど） ・競争的研究資金獲得のため、「研究者一人一件以上申請」の目標を掲げるとともに、所内委員会による事前審査が行われ、より大きな額の獲得、質の高い研究成果となるよう指導が行われている等、組織的、戦略的な獲得に努め、結果、当中間目標期間において現在まで85課題351百万円を獲得したことは評価できる。 ・建築研究所のミッションに照らした外部資金獲得へ向けた所内の取り組みは適切である。 ・期中を通じて平均38件前後の外部資金が獲得されている。また、金額ベースでは過去3年増加傾向にあり、平成26年度には前年度に続き期中最高の水準を記録している。 ・特に科学研究費助成事業について戦略的に獲得することをめざし、研究者1人1件申請、所内審査など、獲得にむけて、着実なプロセスを踏んでいる。 ・競争的資金の獲得については、リーマンショック後外部資金そのものが萎縮し、その獲得は大変だと思う。建築研究所も一時期、件数、金額ともやや伸び悩みが見られたが、獲得金額は平成25年度、平成26年度とやや回復傾向が見られ、結構なことだと思う。獲得自体が、大変難しくなっている中での成果として、研究開発成果の最大化に向けて着実な業務運営がされている。 ・研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上に寄与するよう平成27年度も引き続き競争的資金の積極的活用に取り組むことにより、中長期目標を達成できるものと考えられる。	評定 B <評定に至った理由> （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ・中長期目標期間においては、外部資金獲得のため、所内委員会を実施するなど、組織的な取り組みがされており「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <今後の課題> （見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ・今後も引き続き、競争的研究資金等外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努めること。 <その他事項> （審議会の意見を記載するなど） ・外部資金獲得のための指導を所内で実施するなど、組織的、戦略的取り組みが適切になされている。 ・期中、科研費獲得件数は若干減少しているが、獲得金額総額は増加し、高い水準にある。 ・競争的資金の獲得が難しくなっている中で、競争的研究資金獲得のため、「研究者一人一件以上申請」の目標を掲げるとともに所内委員会による事前審査が行われ、より大きな額の獲得、質の高い研究成果となるよう指導が行われている等、組織的、戦略的な獲得に努めていることは評価できる。結果、当中長期目標期間において90課題、467百万円を獲得した。 ・組織として戦略的アクションをとる余地はある。その組織的戦略は、平成28年度からの2本の大きな研究プログラムの中に位置づけられてしかるべきであろう。また、共同研究についても、同様の組織的戦略に基づいた整理が必要であろう。 ・科研費と運営費交付金は同じ国費であり、研究内容や成果の重複は避けるべきであると考えられるが、一部に類似した課題名も見受けられる。建築研究所として、重複がないことを説明する努力していただきたい。

4. その他参考情報
（諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3-1	技術の指導等		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ															
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
技術指導件数	—	275	298	326	282	232	1,413 (合計)	予算額（千円）							
策定に参画した技術基準数	—	4	9	8	11	17	49 (合計)	決算額（千円）	「1-1-1 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」及び 「1-1-2 基盤的な研究開発の計画的な推進」の内数						
								経常費用（千円）							
								経常利益（千円）							
								行政サービス実施コスト（千円）							
								従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	
					（見込評価）	（期間実績評価）
					評価	評価
					A	A
<p>(3) 技術の指導及び成果の普及</p> <p>① 技術の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人建築研究所法第14条により国土交通大臣の指示があった場合の他、災害その他の技術的課題への対応のため、外部からの要請に基づき、又は研究所の自主的判断により、職員を国や地方公共団体等に派遣し所要の対応に当たらせる等、技術指導を積極的に展開すること。 	<p>(3) 技術の指導及び成果の普及</p> <p>① 技術の指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築研究所法第14条による指示があった場合は、法の趣旨に則り迅速に対応する。 先導的技術の評価業務、国の技術基準の作成に係る技術的支援、災害調査など緊急性、基準作成との関連性及び中期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して実施する。 	<p>評価軸</p> <p>(1) 政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているか</p> <p>評価指標</p> <p>○技術指導件数</p> <p>モニタリング指標</p> <p>○策定に参画した技術基準数</p>	<p>○政策の企画立案や技術基準策定に対する技術的支援として、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術指導 1,413 件（内訳は以下） ① 国、地方公共団体等からの依頼による審査会、委員会、講演会等への役職員の派遣 1,391 件 ② 基準の解説等、実務上有益な書籍の編集・監修 22 件 <p>・国の施策に関する評価事業 3 件</p> <p>・技術基準改正等に必要、地震、竜巻、雪害、土砂災害等による建築物被害調査</p> <p>・東日本大震災の復興支援として、災害公営住宅や長周期地震動に関する技術的支援</p> <p>○特に、木造 3 階建て建築物の防火基準見直し、省エネ基準の改正、天井の脱落対策について、関連委員会等の多数出席、国からの検討依頼に対応するなどの技術的支援を行った。</p> <p>○国の施策に関する技術的支援の結果、平成 23～27 年度に策定された技術基準で建築研究所が関与したものは 49 件であった。</p>	<p>< 評価と根拠 ></p> <p>評価：A</p> <p>○国等の依頼に基づき、技術指導を 1,413 件実施する等、政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援を適切かつ十分に行っている。</p> <p>○その結果、特に社会的要請の高い省エネ基準関連や防火基準、木造関連基準等、49 件の技術基準が策定されたことは、顕著な成果を創出したといえる。</p> <p>これらを踏まえ A 評価とする。</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p>< 評価に至った理由 ></p> <p>(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評価に至った根拠を具体的に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間において、国からの依頼等による技術指導や評価事業、災害に関する技術的支援を行うとともに、目標策定時には想定されなかった天井の脱落対策、省エネルギー基準、防火基準関連等 32 件の技術基準策定等に関連する技術的支援を行ったことについては高く評価でき、「研究開発成果の最大化」に向けて、顕著な成果の創出と将来的な成果の創出の期待等が認められる。 <p>< 今後の課題 ></p> <p>(検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度も引き続き、国や地方公共団体等へ職員を派遣することにより、技術指導に積極的に取り組むこと。 <p>< その他事項 ></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在までに国や地方公共団体等からの依頼に基づき、技術指導を 1181 件実施する等政策の企画立案や技術基準策定に対する支援を十分に行った。結果、社会的要請の高い省エネ基準関連や防火基準関連等 32 件の技術基準が策定されたことは技術の指導等として顕著な成果であり高く評価できる。 中期目標策定時には想定されなかった東日本大震災の被害を受けた天井の脱落対策、社会的要請の高い木造 3 階建て学校の実現に向けた建築物の防火基準見直し、2020 年までの新築住宅・建築物についての段階的な適合義務付けに向けた省エネ基準の改正について、機動的かつ迅速に対応し、関連委員会等の多数出席、国からの検討依頼に対応するなどの技術的支援を行った。 地震、水害など災害が起こる度に様々な技術指導が行われ、技術基準の策定にも貢献しており、建築研究所の技術指導とその活動に対する評価は高い。 技術指導のうち技術指導件数については年間 300 件前後と前期に比べて大差はないが、東日本大震災、竜巻被害、土砂災害等、期中に発生した大災害に際しての被害調査、復興支援を高く評価できる。 技術指導数は研究職員（平均 5.5 人）1 人当たり 5.3 件相当となり、内容的にも天井の脱落対策、大規模木造住宅の防火基準見直し、省エネ基準改正など、社会的に重要な技術的支援であり、質、量ともに高い成果を上げた。 東日本大震災の復興支援として、災害公営住宅や長周期地震動に関する技術的支援を行った。 災害その他技術的課題への対応のため、外部からの要請等により国や地方公共団体に役職員の派遣し、所要の対応に当たらせるなど技術指導その他の業務を的確に実施することにより、中長期目標を上回る成果を達成できるものと考えられる。 	<p>< 評価に至った理由 ></p> <p>(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間において、国からの依頼等による技術指導や評価事業、災害に関する技術的支援を行うとともに、目標策定時には想定されなかった天井の脱落対策、省エネルギー基準、防火基準関連等 49 件の技術基準策定等に関連する技術的支援を行ったことについては高く評価でき、「研究開発成果の最大化」に向けて、顕著な成果の創出と将来的な成果の創出の期待等が認められる。 <p>< 今後の課題 ></p> <p>(見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き、国や地方公共団体等へ職員を派遣することにより、技術指導に積極的に取り組むこと。 <p>< その他事項 ></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> 期間中に計 47 件の技術基準の策定に関与したという成果を高く評価した。 その他、多岐にわたる技術支援を着実に実施した。・技術指導を着実にこなしている。とりわけ、社会的要請の高い課題について高いレベルの成果をあげている。平成 23 年から 27 年度においては、国、地方公共団体、民間企業等からの依頼により審査会、委員会等に役職員の派遣を 1,391 件、書籍の編集・監修等を 22 件、合計 1,413 件の技術指導を実施したとのことであるから十分な成果がある。 東日本大震災に対する支援も建築物の被害調査から復興支援等に至るまで、建築研究所において既に蓄積された住宅政策、住宅復興、住宅生産システム等の各場面に関する知見等の研究成果が提供された。また竜巻被害、大雪被害などについての現地調査やその調査結果の公表、あるいは、調査結果を技術資料として提供するなどしている。 技術基準の作成に関する支援も十分な成果が認められる特に防火基準の見直しや省エネ基準の改正、天井の脱落事故対策に関する技術的支援など、多くの災害などに対する様々な技術指導も行われた。 中期目標策定時には想定されなかった東日本大震災の被害を受けた技術支援や技術開発に的確に取り組んでいるので高く評価される。 社会的要請の高い省エネ基準関連や防火基準関連等 47 件の技術基準が策定されたことは、技術の指導等として顕著な成果であり高く評価できる。

4. その他参考情報
(諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3-2	成果の普及等		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ																	
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
発表会、国際会議の主催数	10	15	14	11	14	14	毎年度10回以上	予算額（千円）									
査読付論文の発表数	60	79	65	71	64	62	毎年度60報以上	決算額（千円）	「1-1-1 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」及び 「1-1-2 基盤的な研究開発の計画的な推進」の内数								
研究施設の公開回数	2	9	8	6	5	5	毎年度2回以上	経常費用（千円）									
ホームページのアクセス数(万件)	450	585	606	743	706	997	毎年度450万件以上	経常利益（千円）									
								行政サービス実施コスト（千円）									
								従事人員数									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>②成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) ①の重点的研究開発の成果の他、(1) ②の基盤的な研究開発等を通じて得られた重要な成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態によりとりまとめること。 ・成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けること。 ・成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供すること。 ・成果に関する知的財産権を確保するとともに、普及活動に取り組み活用促進を図ること。 ・知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努めるとともに、知的財産権を保有する目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減等を図ること。 	<p>成果の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態によりとりまとめることと、解説書等の作成を通じて技術基準の普及に協力する。 ・成果報告書や広報紙の作成、それらのホームページを通じた発信、成果発表会の開催、学会での論文発表、施設の一般公開、適切なニュースリリース等を通じたメディアでの発信などの様々な広報手段を活用し、成果等の効果的かつ効果的な普及・広報活動を展開する。 ・成果発表会については、発表会の開催、国際会議の主催等を通じて、毎年度10回以上の発表を行う。 ・査読付き論文については、毎年度60報以上を目指す。 ・毎年度2回研究施設の公開日を設け、広く一般公開する。 ・研究所のホームページについて、毎年度450万件以上のアクセス件数を目指す。 ・知的財産権を適切に確保するとともに、普及活動に取り組み活用促進を図る。知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努め、知的財産権を保有する目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減等を図る。 	<p>評価軸</p> <p>(1) 研究成果を適切な形でとりまとめ、関係学会での発表等による成果普及が適切に行われているか</p> <p>(2) 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <p>評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発表会、国際会議の主催数 ○査読付論文の発表数 ○研究施設の公開回数 <p>モニタリング指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページのアクセス数 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究成果を適切な形でとりまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を以下のとおり実施している。 ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態として、研究成果をとりまとめた報告書を「建築研究資料」として38件出版し、ホームページで公表するとともに、建築行政実務等に活用されている。 ・研究成果発表として68回の会議・発表会を開催した(毎年度10回以上実施)。 ・査読付論文を341報発表した(毎年度60報以上発表)。論文等の発表総数は2,360報であった。 <p>○社会に向けて分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組として、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設一般公開を33回実施した(毎年度2回以上実施)。 <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすいホームページ、迅速な情報発信、掲載情報の充実を心がけ、アクセス数は、毎年度、目標の450万件を超えた。 <p>○特に、国の省エネ基準等の段階的改正に対応した、省エネ・低炭素化に向けた成果の普及として、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術情報として計算支援プログラム解説書を建築研究資料として7冊出版、公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月に開設した特設ページに、随時、計算支援プログラムや補助ツール、解説書や参考資料を掲載、更新し、27年度末までに合計約340万件のアクセスがあった。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築研究資料の出版、成果発表会の開催、論文発表等により、成果の普及を適切に行っている。特に、技術基準の解説書や、災害調査結果等、建築研究資料を38件出版、公表し、建築行政実務等に活用されていることは顕著な成果の創出といえる。 ○発表会の主催数、査読付論文の発表数は目標を達成している。 ○施設一般公開、ホームページ等により、社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進している。 ○研究施設の公開回数は、目標を達成している。 ○特に、国の省エネ基準等の段階的改正に対応して、省エネ・低炭素化に向けた成果の普及に精力的に取り組んだことは、顕著な成果といえる。 <p>これらを踏まえA評価とする。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標期間において、建築研究資料の出版、成果発表会の開催、論文発表及び施設一般公開とともに、国の基準等の改正に対応して、省エネルギー・低炭素建築物に関する技術情報の提供等のホームページを開設し、成果の普及等を図ったことは高く評価でき、「研究開発成果の最大化」に向けて、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 <p><今後の課題></p> <p>(検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度も引き続き、技術基準等への反映等や論文発表等、国民への情報発信等により、成果の普及を図ること。 <p><その他事項></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果発表会開催数、査読付論文発表数、施設の一般公開回数、ホームページアクセス数等、いずれも目標を上回る実績を残したことは、成果の普及に関し、社会から理解を得ていく取り組みが積極的になされたものと評価できる。 ・国の省エネ基準等の段階的改正に対応して省エネ・低炭素化に向けた成果の普及に精力的に取り組む、計算支援プログラム解説書を7冊の「建築研究資料」にまとめて公開するとともに、平成24年11月に開設した特設ページに、随時、計算支援プログラムや補助ツール、解説書や参考資料を更新し、26年度末までに合計約195万件のアクセスがあったことなどは顕著な成果として評価できる。 ・会議開催・参加、論文発表、その他の出版物により、成果の普及に関する適切な努力が払われている。平成23年以降、「建築研究報告」2件、「建築研究資料」33件の計35件出版し、ホームページに掲載することで普及を図っている。 ・報告書を出版、50回を超える会議・発表会を開催、279件もの査読付論文の発表、また、専門家外の人々に対する施設一般公開や、わかりやすいホームページの作成による迅速な情報発信等の活動がされ、成果の普及に努められていることが理解できる。一般公開では、報告書によると年々少しずつではあるが、ちびっ子博士などの開催により、子供を含め、見学者も増加傾向にあり次世代の理系学生を育てる大切な機会であると思われる。 ・わかりやすいホームページ、迅速な情報発信、掲載情報の充実を心がけ、アクセス数は、毎年度、目標の450万件を超えた。 ・出版、成果発表、論文発表、技術基準の解説書、災害調査報告など、外部に対する研究成果の発信が定期的に行われ、特に国の省エネ基準等の段階的改正に対応して、省エネ・低炭素化に向けた成果の普及に精力的に取り組んだことは、顕著な成果といえる。 ・専門的な人だけでなくより広く一般へも周知できる普及を期待したい。 ・社会的に注目度の高い2020年の建築基準法改正(省エネ基準改正)は、地域工務店等現場に近いところへ知識・情報が浸透してはじめて、実現するものと考えられるため、成果の普及の対象となる裾野を拡大してほしい。 ・研究成果の効果的かつ広範な普及を図るため、引き続き、研究成果の出版、論文発表、会議の開催、メディアを通じた情報発信、ホームページの充実、研究施設の一般公開等を積極的に行うとともに、知的財産の適正管理に取り組むことにより、中期目標を上回る成果を達成できるものと考えられる。 	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標期間において、建築研究資料の出版、成果発表会の開催、論文発表及び施設一般公開とともに、国の基準等の改正に対応して、省エネルギー・低炭素建築物に関する技術情報の提供等のホームページを開設し、成果の普及等を図ったことは高く評価でき、「研究開発成果の最大化」に向けて、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 <p><今後の課題></p> <p>(見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、技術基準等への反映等や論文発表等、国民への情報発信等により、成果の普及を図ること。 <p><その他事項></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間中を通じて高い水準の成果普及活動を維持し、技術基準の策定・普及、国の施策の推進に貢献したと認められる。 ・HPの利用実績は期間中に大きく増大し、顕著な成果をあげている。 ・研究成果の普及として、出版や災害調査に関する資料あるいは技術基準などを解説した資料が作成されていること、また査読付き論文が中長期計画期間中の目標である毎年度60以上達成していること、学会賞などの受賞もあり、また研究成果の発表の実施として講演会や発表会、シンポジウム等が行われ、十分な普及活動が認められる。広報誌「えびすトラ」も普及活動に貢献している。 ・ホームページへのアクセス件数が飛躍的に伸びており、建築研究所への認識の高まりの現れであると思われる。 ・出版、成果発表、論文発表、技術基準の解説書、災害調査報告など、外部に対する研究成果の発信が定期的に行われ、特に国の省エネ基準等の段階的改正に対応して、省エネ・低炭素化に向けた成果の普及に精力的に取り組んだことは、顕著な成果といえる。 ・当中間目標期間を通して、成果発表会開催数、査読付論文発表数、施設の一般公開回数、HPアクセス数等、何れも目標を上回る実績を残したことは、成果の普及に関し、社会から理解を得ていく取り組みが積極的になされたものと評価できる。

4. その他参考情報
(諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	国際連携及び国際貢献		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第1号、第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ															
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
海外からの研究員受入数	20	22	20	20	31	21	毎年度 20名以上	予算額（千円）							
協力したISO委員会数	-	8	9	13	14	15	59 (合計)	決算額（千円）	「1-1-1 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」及び 「1-1-2 基盤的な研究開発の計画的な推進」の内数						
海外との研究協定数	-	28	34	25	27	25	25 (27年度末時点)	経常費用（千円）							
国際会議への派遣件数	-	34	39	33	32	30	168 (合計)	経常利益（千円）							
								行政サービス実施コスト（千円）							
								従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
						評定	B	評定	B
	<p>(4) 国際連携及び国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外研究機関等との共同研究や人的交流等による国際連携を推進すること。 我が国特有の自然条件や生活文化等の下で培った建築・都市計画技術を活用し、産学官各々の特性を活かした有機的な連携を図りつつ、世界各地の状況に即して、成果の国際的な普及や企画の国際標準化への支援等を行うことにより、アジアをはじめとした世界への貢献に努めること。 	<p>(4) 国際連携及び国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の研究機関等との共同研究は、二国間の取決である科学技術協力協定等に基づいて行う。 海外からの研究者については、毎年度20名程度を受け入れる。 耐震技術、環境技術などの成果の国際的な普及や規格の国際標準化への支援等を行うことにより、アジアをはじめとした世界への貢献に努める。 研究開発の質の一層の向上を図るため、職員を国際会議等に参加させる。 	<p>評価軸</p> <p>(1) 成果の国際的な普及等を通じて国際貢献を行うため、国外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組が適切かつ十分であるか</p> <p>(2) 国際標準に対する貢献がなされているか</p> <p>評価指標</p> <p>○海外からの研究員受入数</p> <p>○協力したISO委員会数</p> <p>モニタリング指標</p> <p>○海外との研究協定数</p> <p>○国際会議への派遣件数</p>	<p>○海外研究機関等との共同研究や人的交流等による国際連携として、以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 25件の研究協定を締結して研究協力を進めた。 国際会議等への役職員派遣回数は延べ168回であった。 海外からの研究者・研修生を、122名受け入れた。 国際シンポジウムなど、17件の国際会議を開催した。 <p>○国際標準に対する貢献、アジアをはじめとした世界への貢献として、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO国内委員会47件、国際委員会12件に役職員を派遣した。 アジア等から78件648名の視察を受け入れた（海外全体では112件・894名）。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○研究協定締結、国際会議への派遣、研究者の受入れ、国際会議の開催等により、国外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を適切かつ十分に行っている。</p> <p>○海外からの研究者受入数は、目標を達成している。</p> <p>○ISO委員会に役職員を派遣し、国際標準に対する貢献を着実に実施している。</p> <p>これらを踏まえB評価とする。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間においては、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>（検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度も引き続き、共同研究や人的交流等による国際連携、成果の国際的な普及や規格の国際化への支援を行うことにより、国際貢献を務めること。 <p><その他事項></p> <p>（審議会の意見を記載するなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究協定締結、国際会議への派遣、研修生受け入れ、国際会議の開催等により、国際連携及び国際貢献がなされたと評価できる。建築技術の普及のため、海外からの視察を受け入れているが、中長期目標期間に85件・654名の視察を受け入れた。そのうち、63件・466名がアジア等からの来訪者であり視察受け入れ通じてアジア等への貢献が期待できると評価できる。 海外研究機関等との共同研究や人的交流等による国際的な連携についての活動は、活発に行われており、研究開発成果の最大化に向けて着実な業務運営がされているものと思われる。 中長期目標期間を通じ20名の目標を上回る海外からの研究者を毎年受け入れている。 平成26年度は27件の研究協定数を維持しており、平成27年度も引き続き同水準の共同・交流の継続を見込むことができる。 国際会議への役職員派遣、国際会議の開催も積極的かつ適切に取り組まれている。 平成23～26年度でISO委員会数44件、国際会議派遣数138件、海外との研究協定数平成26年度末25件と、着実に国際連携、貢献をはたしている。 発展途上国の地震災害の低減のための取り組みとして極めて重要であり、活発な国際貢献・技術普及が行われてきた。 建築研究所は国際的にどう位置付けられているかによって、今後の戦略的な国際貢献の方向性が見えてくるのではないかと。 海外研究機関等との研究協力、人的交流、海外からの研究者の受け入れ、役職員の国際会議等への派遣等を通じて、引き続き国際的な貢献に努めることにより、中長期目標を達成できるものと考えられる。 国際連携・国際貢献は建築研究所の重要な活動の柱の一つであるが、これらの活動は件数だけで測れるものではなく、その質が重要である。担当する職員・研究員のスキルのブラッシュアップや育成が不可欠だが、体系的な職員の資質向上のための施策は行われているのか。例えば、英会話学校と提携した高度で実用的な英会話研修や英語のプレゼンテーション技術の研修、若手職員の中長期の海外研究機関への派遣の機会を適切に確保することが考えられる。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間においては、研究協定締結、国際会議への職員の派遣等により、国外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を適切に実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き、共同研究や人的交流等による国際連携、成果の国際的な普及や規格の国際化への支援を行うことにより、国際貢献に努めること。 <p><その他事項></p> <p>（審議会の意見を記載するなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外研究機関等との共同研究や人的交流等による国際的な連携についての活動は、活発に行われており、研究成果の最大化に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待が認められ、着実な業務運営がされているものと思われる。 発展途上国の地震災害の低減のための取り組みとして極めて重要であり、活発な国際貢献・技術普及が行われてきた。 主な経年データによれば、毎年度同程度の研究協定締結、国際会議への派遣、研修生受け入れが実施されており、着実な国際連携及び国際貢献がなされたと評価できる。 英文HPの一層の充実、英文出版物の刊行党、英語による発信についてはさらなる努力が必要と思われる。 国際連携・国際貢献は建築研究所の重要な活動の柱の一つであるが、これらの活動は件数だけで測れるものではなく、その質が重要である。担当する職員・研究員のスキルのブラッシュアップや育成が不可欠である。例えば、英会話学校と提携した高度で実用的な英会話研修や英語のプレゼンテーション技術の研修、若手職員の中長期の海外研究機関への派遣の機会を適切に確保することが考えられる。 		

4. その他参考情報

（諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5-1	国際地震工学研修の着実な実施		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第6条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ															
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
研修修了者数	30	48	49	30	46	50	毎年度 30名以上	予算額（千円）	236,239	177,647	213,793	229,816	216,496		
								決算額（千円）	206,840	227,127	189,486	258,599	222,791		
								経常費用（千円）	200,591	189,383	187,693	242,649	205,726		
								経常利益（千円）	0	0	0	0	0		
								行政サービス実施コスト（千円）	321,912	292,836	286,341	351,558	308,807		
								従事人員数	7	7	7	8	8		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注) インプット情報の各計数については、「社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」に該当する経費の他、管理部門の人件費を除いた共通経費（施設整備費補助金を含む。）を「社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」、「基盤的な研究開発の計画的な推進」、「国際地震工学研修の着実な実施」に該当する経費の割合で按分した経費を加算したものを記載している。

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	
<p>(5) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動 開発途上国等における地震防災対策の向上に資するため、地震工学に関する研修を通じて、開発途上国等の技術者等の養成を行うとともに、関連する研究開発を行い、研修内容の充実に努めること。この際、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的実施に引き続き努めること。</p> <p>さらに、地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など、国際協力に資する活動を積極的にを行い、国際貢献に努めること。</p>	<p>国際地震工学研修の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力機構等との連携により、長期・短期あわせて毎年度30名程度の研修を実施する。 研修内容の充実に努めるため関連研究を着実に実施するとともに、世界で発生した大地震に関するデータベースや英語講義ノートの充実・公表等により、研修の広報・普及と研修効果の充実に努める。 途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的実施に引き続き努める。 	<p>評価軸 (1) 研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成が適切になされているか</p> <p>評価指標 ○研修修了者数</p>	<p>○国際地震工学研修に関し、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 223名の研修生を受け入れた。 ・ 通年研修では、107名の研修生を受け入れ、全員に修士号学位が授与された。 ・ 新たな取組として、スペイン語による中南米地震工学研修を実施した。研修の総仕上げとして派遣国の一つで構造実験を行い、より広い範囲に行っている。 ○特に、スペイン語による中南米地震工学研修を着実に実施し、研修の飛躍的発展を達成したのもとして、特筆すべき成果といえる。 ○昭和35年から継続した研修修了生が人材育成にも繋がっており、多くの研修生が世界各地で様々な形で活躍していることは、顕著な成果といえる。 ○これらの着実な研修の実施は、国内外の地震工学および地震防災の進歩と発展に顕著な功績があると認められ、平成27年度日本地震工学会功績賞を受賞している。 ○研修修了者数は、目標を達成している。 <p>これらを踏まえA評価とする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>○研修生受入れ、通年研修での修士号学位取得、中南米研修の実施など、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成を適切に行っている。</p> <p>○特に、スペイン語による中南米地震工学研修を着実に実施し、研修の飛躍的発展を達成したのもとして、特筆すべき成果といえる。</p> <p>○昭和35年から継続した研修修了生が人材育成にも繋がっており、多くの研修生が世界各地で様々な形で活躍していることは、顕著な成果といえる。</p> <p>○これらの着実な研修の実施は、国内外の地震工学および地震防災の進歩と発展に顕著な功績があると認められ、平成27年度日本地震工学会功績賞を受賞している。</p> <p>○研修修了者数は、目標を達成している。</p> <p>これらを踏まえA評価とする。</p>	<p>評定</p> <p>A</p>	<p>評定</p> <p>A</p>
					<p><評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期目標期間において、研修生の受入れ及び研修生の修士号学位の取得とともに、スペイン語による中南米地震工学研修を開催したことは高く評価でき、「研究開発成果の最大化」に向けて、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 <p><今後の課題> (検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度も引き続き、国際地震工学研究の着実な実施を図ること。 <p><その他事項> (審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期目標期間を通じて、目標値(30名)を超える研修生を毎年受け入れた実績があるほかに地震工学通年研修生に修士号を付与すること等により、発展途上国の技術者養成に大いに貢献している。日本が先んじている地震工学についての研修で貢献度が高い。 ・ 1960年に開始された国際地震工学研修修了生は2015年3月末現在99か国・地域から1664名に上っている。平成26年に帰国研修生に対しアンケートを実施した結果、90%の研修生が帰国後も地震学、地震工学、津波防災の分野の知識を生かせる職業に携わり、研修成果は業務に非常に役に立っている及び役に立っているが合計で99%あり、また99%の帰国研修生が同僚等に本研修の受講を勧めるという回答結果であった。国際地震工学研修が各国の専門家育成に大いに貢献し、また本研修に対する期待が大きいと評価できる。 ・ 新たに開設されたスペイン語による中南米地震工学研修(平成26年度実施開始)は、研修プログラムに飛躍的発展をもたらした大きな成果である。研修の総仕上げとして派遣国の一つで構造実験を行いより広い範囲に研修の成果をいきわたらせることを目的とした斬新な取り組みを行った。 ・ 研修プログラムの充実のための研究開発プロジェクト導入、データベース整備、講義内容の記録公開、研修の事後評価も適切に行われている。 ・ 世界で発生した大地震に関するデータベースの改良・更新、地震学スペシャルページの開設(19地震)、研修の英文講義ノートや講義ビデオの公開、修士論文概要の公開、ニュースレターの毎月の発行、元研修生との情報交換の活性化などを進めている。 ・ 開発途上国等の地震防災対策の向上に資するため、研修と関連研究を着実に実施し、人材育成に努めるとともに、地震カタログや津波シミュレーション等、研修成果の普及を通して、地震学や地震工学など世界共通の課題解決に貢献する国際協力活動を行うことにより、中期目標を上回る成果を達成できるものと考えられる。 	<p><評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期目標期間において、研修生の受入れ及び研修生の修士号学位の取得の支援とともに、スペイン語による中南米地震工学研修を開催したことは高く評価できる。また、本研究の着実な実施により、国内外の地震工学および地震防災の進歩と発展に顕著な功績があると認められ平成27年度日本地震工学会功績賞を受賞する等、「研究開発成果の最大化」に向けて、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 <p><今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も引き続き、国際地震工学研修の着実な実施を図ること。 <p><その他事項> (審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震工学通年研修、スペイン語による中南米地震工学研修は一層充実したプログラムとして定着し、大きな成果をあげていることを確認した。 ・ 国際地震工学研修の実績に対して、日本地震工学会より平成27年度功績賞が授与されたことは、大きな成果である。 ・ 平成27年度に、外部評価が試行されたことも、国際地震工学研修の新たな展開を用意するものとして、高く評価される。 ・ 国際地震工学研修に関し223名の研修生を受け入れたこと、地震工学通年研修で、107名の研修生を受け入れ、全員に修士号学位取得したことも素晴らしいが、スペイン語による中南米地震工学研修を実施したことや、全世界で発生した大地震に関するデータベースの改良・更新をしたこと、地震学スペシャルページの開設、研修の英文講義ノートや講義ビデオの公開を行ったこと等、国際地震工学研修として様々な取り組みを行ったこと等、また、平成27年5月に日本地震工学会から功績賞を受賞する等、「研究成果の最大化に向けて」中長期計画の書記の目標を達成し、顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ着実な業務運営がなされているものと思われる。 ・ 国際地震工学研修修了生は、平成28年3月末現在、100か国・地域から1714名に上っている。平成26年8月に、帰国研修生に対しアンケートを実施した。その結果は、90%の研修生が、帰国後も地震学、地震工学、津波防災の分野の知識を生かせる職業に携わり、研修成果は業務に非常に役に立っている。 ・ 役に立っているが合計で99%あり、また99%の帰国研修生が同僚等に本研修の受講を勧めるという回答結果であった。 ・ 国際地震工学研修が各国の専門家育成に大いに貢献し、また本研修に対する期待は大変大きいと評価できる。

4. その他参考情報
(諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5-2	その他の国際協力活動の積極的な展開		
関連する政策・施策	4 1. 技術研究開発を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第1号、第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ														
① 主な参考指標情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
JICA専門家派遣制度による海外派遣者数	—	9	4	3	4	5	25	予算額（千円）	「1-1-1 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」及び「1-1-2 基盤的な研究開発の計画的な推進」の内数					
								決算額（千円）						
								経常費用（千円）						
								経常利益（千円）						
								行政サービス実施コスト（千円）						
								従事人員数						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	
					（見込評価）	（期間実績評価）
					評価	評価
					B	B
<p>(5) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動 開発途上国等における地震防災対策の向上に資するため、地震工学に関する研修を通じて、開発途上国等の技術者等の養成を行うとともに、関連する研究開発を行い、研修内容の充実に努めること。この際、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的実施に引き続き努めること。</p> <p>さらに、地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など、国際協力に資する活動を積極的にを行い、国際貢献に努めること。</p>	<p>その他の国際協力活動の積極的な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、諸外国からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を推進する。 地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など国際協力に資する活動を行うとともに、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）による建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクトの中核機関として、地震防災関係の国際ネットワークづくり等に努める。 	<p>評価軸 (1) 国際協力活動が適切になされているか</p> <p>評価指標 ○ J I C A 専門家派遣制度による海外派遣者数</p>	<p>○その他の国際協力活動として、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> UNESCO プロジェクト (IPRED: 建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクト) の COE として UNESCO と建築・住宅地震防災国際プラットフォーム第4回～第8回会合を開催し、メンバー国と IPRED 活動について議論した。 JICA の要請に基づき、11 件の技術協力案件に対して、延べ 24 名の職員を海外研究機関等へ派遣した。 	<p>< 評価と根拠 > 評価: B</p> <p>○ UNESCO プロジェクト (IPRED) の推進、開発途上国からの研究者の受入れ、JICA 専門家派遣制度による職員の海外派遣などにより、国際協力活動を適切に行っている。</p> <p>これらを踏まえ B 評価とする。</p>	<p>評価</p> <p>< 評価に至った理由 > (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評価に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間において、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p>< 今後の課題 > (検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度も引き続き、地震工学に関する研修を通じて、開発途上国等の技術者等の養成を行うとともに、関連する研究開発を行い、研修内容の充実に努めること。また、地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など、国際協力に資する活動を積極的にを行い、国際貢献に努めること。 <p>< その他事項 > (審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> UNESCO プロジェクト (建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクト) 推進、開発途上国からの研究者受け入れ、海外への職員派遣等、国際協力活動は継続して行われていると評価できる。 UNESCO プロジェクト (IPRED: 建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクト) の COE として UNESCO と建築・住宅地震防災国際プラットフォーム第4回～第8回会合を開催し、メンバー国と IPRED 活動について議論した。 JICA の要請に基づき、9 件の技術協力案件に対して、延べ 20 名の職員を海外研究機関等へ派遣した。 UNESCO プロジェクトや JICA の専門家派遣制度により職員が海外派遣を行うなど国際協力活動が適切になされているとともに、海外研究機関等との共同研究や人的交流等による国際的な連携についての活動は活発に行われており、研究開発成果の最大化に向けて着実な業務運営がされている。 「国際連携及び国際貢献」の評価と重複する記載があり、整理が必要。 IPRED を推進するとともに、国際協力機構と連携し、開発途上国を含む諸外国の研究者等の受け入れと、諸外国からの要請に基づく技術指導・調査等のために海外への職員派遣を行うことにより、中長期目標を達成できるものと考えられる。 	<p>評価</p> <p>< 評価に至った理由 > (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間において、UNESCO プロジェクトへの参画や開発途上国からの研究者の受け入れを行う等、国際協力活動が適切になされており、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p>< 今後の課題 > (見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き、地震工学に関する研修を通じて、開発途上国等の技術者等の養成を行うとともに、関連する研究開発を行い、研修内容の充実に努めること。また、地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など、国際協力に資する活動を積極的にを行い、国際貢献に努めること。 <p>< その他事項 > (審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> UNESCO プロジェクトや開発途上国からの研究者の受入、あるいは、JICA の専門家派遣制度により職員の海外派遣を行うなど、国際協力活動が適切になされており、研究成果の最大化に向けて着実な業務運営がされており、評価出来る。 地震工学研修要望に着実に対応している。また地震工学通年研修での修士号学位取得、中南米研修の実施など、新しい成果が達成されたことは評価される。

4. その他参考情報
(諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	効率的な組織運営		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度					(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
分野横断プロジェクト研究数	—	11	10	10	9	6					

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	B	評価	B
<p>(1) 効率的な組織運営</p> <p>研究ニーズの高度化、多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、効率的な運営体制の確保を図るとともに、管理部門の簡素化に努めること。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 効率的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発ニーズの高度化、多様化等への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。 研究支援業務の質と運営効率の向上を図るとともに、管理部門の職員数を抑制する。 	<p><主な定量的指標></p> <p>○分野横断プロジェクト研究数</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>(1) 効率的な組織運営を推進しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○効率的な組織運営のため、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者をフラットに配置する組織形態としている。 毎年度、6～11の課題について、複数の研究グループ、センターからなるプロジェクトチームを結成している。 総務部、企画部等の研究支援部門の職員を可能な限り外部の研修会等に参加させている。非常勤職員を対象に事務説明会を開催している。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○分野横断プロジェクト研究の実施、研究支援業務の質と運営効率の向上を図り、効率的な組織運営を推進している。</p> <p>これらを踏まえB評価とする。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間において、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>(検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度も引き続き、研究ニーズの高度化、多様化等の変化への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、効率的な運営体制の確保や管理部門の簡素化に努め、組織運営の効率化を図ること。 <p><その他事項></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> フラットな研究組織、横断型のプロジェクトチームの編成、研究支援部門の職員に対する研修を通じて、高度化、多様化する課題に効率的に対処する運営体制を実現している。 従前からの取り組みではあるが、研究領域ごとのフラット制の採用等を積極的に取り入れるなど効率的な組織運営を図られており、中長期計画における所期の目標を達成していると認められる。 専門研究員の雇用などで効率的な研究体制を構築している。 研究支援部門の職員数を33名(17年度末)から29名(26年度末)に削減し、組織の効率化を図っている。 総務部、企画部等の研究支援部門の職員を可能な限り外部の研修会等に参加させている。非常勤職員を対象に事務説明会を開催している。 引き続き研究開発ニーズの高度化、多様化等への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、効率的な運営体制の確保、研究支援業務の質と運営効率の向上を図ることにより、中長期目標を達成できるものと考えられる。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間において、研究者をフラットに配置する組織形態への見直しや分野横断プロジェクト研究を実施し、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>(見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き、研究ニーズの高度化、多様化等の変化への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、効率的な運営体制の確保や管理部門の簡素化に努め、組織運営の効率化を図ること。 <p><その他事項></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究領域ごとのフラット制の採用等を積極的に取り入れるなど、効率的な組織運営を図られており、中長期計画における所期の目標を達成していると認められる。 		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	業務運営全体の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率 (対22年度)	15%	4.0%	6.9%	9.7%	12.4%	15%				
業務経費削減率 (対22年度)	5%	14.6% ※	15.5% ※	16.3% ※	17.2% ※	18%				※ 特殊要因として「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえた事業規模の縮減分の13.6%に相当する額が含まれる。
随意契約件数	—	8	9	8	22	19				※ H27年度の随意契約件数はH22年度比12件の増加となっているが、総務省から随意契約とすることができる具体的なケースが示されたことを踏まえ、これに該当する試験研究機器の保守・点検について随意契約を施行したことによる。

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	
					評価	B
<p>(2) 業務運営全体の効率化 研究開発業務その他の業務全体を通じて、引き続き情報化・電子化を進めるとともに外部への委託が可能な業務のアウトソーシング化を行うことにより、高度な研究の推進が可能な環境を確保すること。</p> <p>内部統制については、更に充実・強化を図ること。対価を徴収する業務については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その算定基準を適切に設定すること。</p> <p>寄附金については、受け入れの拡大に努めること。特に、運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとすること。</p> <p>一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度（平成22年度）予算額に対し、本中期目標期間の最終年度（平成27年度）までに15%に相当する額を削減すること。また、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うこと。</p> <p>業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに5%に相当する額を削減すること。</p> <p>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。また、透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討すること。</p>	<p>2) 業務運営全体の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き情報化・電子化及び外部への委託が可能な業務のアウトソーシングの推進等、業務の効率化により、高度な研究の推進が可能な環境を確保するとともに、適正な運営管理を進める。 内部統制については、引き続き充実・強化を図る。 対価を徴収する業務については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その算定基準を適切に設定する。寄附金については、受け入れの拡大に努める。 業務運営全般を通じ経費の節減を進めるものとし、運営費交付金を充当し行う業務については、一般管理費について、平成22年度予算額に対し、平成27年度までに15%、業務経費について、平成22年度予算額に対し、平成27年度までに5%に相当する額を削減する。 随意契約等見直し計画を着実に実施するなど、契約の適正化に向けた取組を推進するとともに、業務運営の効率化を図る。 契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する。 	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般管理費削減率 ○業務経費削減率 ○随意契約件数 <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>(1) 業務運営の効率化に取り組んでいるか</p> <p>(2) 契約の適正化を推進しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務運営の効率化の取組として、以下を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・所内イントラネットの積極的な活用等、情報化・電子化を推進 ・研究補助業務、研究支援業務のアウトソーシングの推進 ・事務用品の共同調達、施設管理等業務の3機関連名による複数年契約の実施 ・実験施設等の外部機関への貸し出しについて、手続き等の情報をホームページで公表し実施 ・技術指導及び特許関係について、対価を適切に設定し徴収 ・節電対策として、特定装置の使用計画の事前提出による使用電力量の把握等の対策を実施 <p>○これらの取組により、一般管理費及び業務経費ともに予算に定める範囲内で適切に執行している。</p> <p>○契約の適正化の推進として、以下を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・契約審査会や契約監視委員会等により契約における競争性と透明性を確保している。 </p> <p>・随意契約は平成27年度で19件46,569千円(件数ベースで27.1%、金額ベースで13.5%)であった。一者応札は28件・55%であった。随意契約件数はH22年度比12件の増加となっているが、総務省から随意契約とすることができ具体的なケースが示されたことを踏まえ、これに該当する試験研究機器の保守・点検について随意契約を施行したことによる。</p> <p>○内部統制の充実・強化のため、以下を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議等により、組織の姿勢やミッションを職員に徹底、重要な外部情報を所内で共有 </p> <p>・内部評価、競争的資金の「一人一件以上申請」の目標と予算配分におけるインセンティブ等を通して実施</p> <p>・研究費不正使用防止のため、所内会議等において注意喚起を毎年度2回以上実施</p> <p>・人間を対象とする研究に関する倫理規程を制定</p> <p>・コンプライアンス推進計画を策定。コンプライアンス研修を実施。</p> <p>・労働安全衛生法に規定する職場巡視を、定期的に実施。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アウトソーシングの推進等により業務運営の効率化に適切に取り組んだ。 ○一般管理費及び業務経費の削減目標を達成した。 <p>○契約審査会や契約監視委員会により契約における競争性と透明性を確保するとともに、随意契約見直しを行い、契約の適正化を推進した。</p> <p>○内部統制の充実・強化に適切に取り組む、業務運営全体の効率化を図った</p> <p>これらを踏まえB評価とする。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的に明瞭に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標期間においては、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>(検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度も引き続き、研究開発業務その他の業務全体を通じて、業務運営全体の効率化を図ること。 <p><その他事項></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報化、電子化を図り、また外部委託が可能な定型的業務のアウトソーシングを推進し、効率的な研究が可能な研究環境を確保した。一般管理費(年3%削減目標)、業務経費(年1%削減目標)については、26年度末でそれぞれ12.4%減、17.2%減(13.6%の特殊要因あり)であり、削減目標を達成していると評価できる。 ・契約審査会や契約監視委員会により契約の競争性と透明性を確保するとともに、随意契約の見直しを行い、契約の適正化を推進した。 ・内部統制の充実・強化に適切に取り組んだ。 ・業務運営全体の効率化としては、文書のペーパーレス化の推進、アウトソーシングの推進、つくば市内国交省系5機関による共同調達など、様々な形での業務運営の効率化についての努力が図られている。 ・内部統制に関しても、トップマネジメントによる内部統制の充実・強化、また研究開発における内部統制の対策、特に運営費交付金の削減等の問題に関しては少ない減額された運営費交付金をいかにして配分するか、研究者の転出・研究者の高齢化など難しい課題についての言及があり、これらを抱えながらの組織運営をされているとのことであるが、研究機関としてその研究開発成果の最大化を図ることの支えとなる関係にあり、今後も、内部統制はしっかり注視いただきたい。 ・効率化としては、一般的に用いられる手法を多数導入している。一方で、Face to Faceの重要性も認識している点は良い。 ・引き続き、業務の効率化による高度な研究の推進が可能な環境の確保、適正な運営管理、内部統制の更なる充実・強化等を図り、業務運営全体の効率化に努めることにより、中長期目標を達成できるものと考えられる。 ・決裁など電子化も進めているようだが、果たして効率化のなっているのか検証すべき。適材適所での人による処理も十分検討すべき。研究効率を下げては意味がない。 ・Face to Faceの実態がうまくいっているのか内容を十分検証し前向きに取り組んで欲しい。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標期間においては、調達等合理化計画及びセキュリティ対策としてのセキュリティポリシーを策定しており、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>(見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、研究開発業務その他の業務全体を通じて、業務運営全体の効率化を図ること。 <p><その他事項></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費、業務経費の削減目標を達成した。 ・随意契約は期末にかけて増加したが、その手続き、内容は適切であったことを確認した。 ・中長期計画の目標に沿って着実に取り組んでいる。業務運営全体の効率化としては、文書のペーパーレス化の推進、アウトソーシングの推進、つくば市内国交省系5機関による共同調達など、様々な形での業務運営の効率化についての努力が図られている。 ・また内部統制に関しても、業務報告書244頁では、トップマネジメントによる内部統制の充実・強化、監事監査について、明確に報告がされており、特に、公的研究費の適正な管理のための取組が記載されており、適切な運用が行われているものと思われる。中長期計画における所期の目標を達成していると思われる。 ・情報化、電子化を図り、また外部委託が可能な定型的業務についてアウトソーシングを実施し効率的な研究の推進が可能な研究環境を確保した。また、一般管理費、業務経費の削減目標を達成していることは評価できる。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3～6	予算、短期借入金の限度額、重要な財産の処分等に関する計画、剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	(参考) H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
運営費交付金執行率	—	93.8%	95.6%	97.6%	94.0%	96.0%	95.3%			

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
4. 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」等で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。	3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画 4. 短期借入金の限度額 ・限度額は、単年度300百万円。 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 ・保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 6. 剰余金の使途 ・中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。 7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (3) 積立金の使途	<主な定量的指標> ○運営費交付金執行率 <その他の指標> <評価の視点> (1) 中期計画の予算による運営を適切に行っているか。	<主要な業務実績> ○予算を計画的かつ効率的に執行した。収支計画及び資金計画も計画通りに実施している。 ○予見し難い事故等はなく、短期借入の実績はない。 ○重要な財産の処分等の実績はない。 ○第三期中長期期間中に 105 百万円の純利益を計上 ○目的積立金はない。	<評定と根拠> 評定：B ○予算、収支、資金については、それぞれの計画に基づき適正に実施した。 これらを踏まえB評価とする。	評定	B	評定	B
					<評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載) ・中長期目標期間においては、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。	<評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) ・中長期目標期間においては、中長期目標における目標を達成しており、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7-1	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度					(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
外部機関による施設利用件数	—	25	34	40	30	11					
外部機関による施設利用収入（千円）	—	7,238	4,833	5,549	5,139	1,487					

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		
					（見込評価）	（期間実績評価）	
					評価	評価	
					B	B	
<p>5. その他業務運営に関する重要事項等 (1) 施設及び設備に関する計画 研究所が保有する施設、設備については、研究所の業務に支障のない範囲で、外部の研究機関の利用及び大学・民間企業等との共同利用の促進を図ること。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めること。 また、大型実験施設については、研究開発の内容に応じて外部研究機関の施設を活用すること。 さらに、業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努めること。 なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこと。</p>	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 ・実験施設等の外部の機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者側に立った情報提供を行うとともに、利用料に関する受益者負担の適正化を図る。 ・研究開発の内容に応じて、外部研究機関の大型実験施設を活用する。 ・施設整備計画に基づき、施設等の計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努める。 ・保有資産の必要性について、不断に見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> ○外部機関による施設利用件数</p> <p><その他の指標> ○外部機関による施設利用収入</p> <p><評価の視点> ○実験施設等の外部の機関による利用を促進しているか</p>	<p><主要な業務実績> ○実験施設等の外部の機関による利用を促進するため、ホームページで外部の研究機関が利用可能な期間を公表した。</p> <p>○その結果、施設貸出は140件で、その収入は24,246千円であった。</p> <p>○研究内容に応じて外部研究機関の大型実験施設を活用することとしており、防災科学技術研究所の施設を活用した。</p> <p>○「第三期中期計画期間中の施設整備方針及び計画」、年度計画に基づき計画的な整備等を実施した。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ○ホームページでの利用可能な期間の公表等を行い、実験施設等の外部機関による利用促進を図った。</p> <p>○施設整備計画に従った計画的な整備、更新等による適切な維持管理を行った。</p> <p>これらを踏まえB評価とする。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> （業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評価に至った根拠を具体的かつ明確に記載） ・中長期目標期間においては、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。</p> <p><今後の課題> （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） ・平成27年度も引き続き、研究所が所有する施設、設備については、研究所の業務に支障のない範囲で、外部の研究機関の利用及び大学・民間企業等との共同利用の促進を図ること。また、業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努めること。</p> <p><その他事項> （審議会の意見を記載するなど） ・中長期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ・外部機関が利用可能な期間を公表するなどして、施設等の効率的利用を図ったほか、「第三期中間計画期間中の施設整備方針及び計画」に基づいて計画的な整備等を実施していると評価できる。 ・ホームページでの利用可能な期間の公表等を行い、実験施設等の外部機関による利用促進を図っており、施設利用件数年度平均約32件と着実な実績をあげている。 ・引き続き実験施設等の外部の機関による利用の促進、施設整備計画に基づいた施設等の計画的な整備・更新等を行うとともに、適切な維持管理に努めることにより、中長期目標を達成できるものと考えられる。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ・中長期目標期間においては、年度当初に主な施設について、外部の研究機関が利用可能な期間を公表し、施設等の効率的利用を図る等、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。</p> <p><今後の課題> （見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ・今後も引き続き、研究所が所有する施設、設備については、研究所の業務に支障のない範囲で、外部の研究機関の利用及び大学・民間企業等との共同利用の促進を図ること。また、業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努めること。</p> <p><その他事項> （審議会の意見を記載するなど） ・HPで施設利用可能期間等を公表し、外部機関による利用促進を図るよう努めている。 ・27年度の利用件数・金額は減少しているが、本務で使用されることが多かったためではない。 ・施設の利用に関しては、業務報告に記載されたH27年度の例によっても、実験などの必要性により、年度によってかなりの差があるようであり、今年度は、第3期中長期計画における5か年の中でも激減しているようであるが、中長期計画期間全体としては、所期の目標を達成していると認められる。 ・外部機関が利用可能な期間を公表するなどして、施設等の効率的利用を図ったほか、「第三期中間計画期間中の施設整備方針及び計画」に基づいて計画的な整備等を実施していると評価できる。</p>	

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7-2	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	439、440

2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度					(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
博士号保有者割合	—	82%	81%	87%	84%	84%					
ラスパイレス指数 (事務・技術職員)	—	101.4	96.6	97.1	101.5	104.7					
ラスパイレス指数 (研究職員)	—	104.3	103.3	104.2	104.9	108.0					

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	B	評価	B
<p>（2）人事に関する事項</p> <p>高度な研究開発業務の推進のため、人員の適正配置による業務運営の効率化及び必要な人材の確保を図るとともに、国に加え大学、民間研究機関等との人事交流を推進すること。</p> <p>さらに、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用を図ること。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、取組状況を公表すること。</p> <p>また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。</p>	<p>（2）人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な業務運営を行うため適正な人員配置に努めるとともに、多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境の形成に資する取組を進める。 研究開発業務の推進のため、人事評価システムにより職員の意欲向上と能力の最大限の活用を図ること。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、取組状況を公表する。 人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」に基づき、平成23年度まで削減を継続する。 	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○博士号保有者割合 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ラスパイレス指数 <p><評価の視点></p> <p>（1）人材の獲得・配置・育成の戦略が適切に図られているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材の獲得・配置・育成の線戦略として、以下を実施している。 人事評価システムについて、研究職員に加えて一般職員にも業績評価制度を採用するなど、適切に実施している。 表彰をはじめとする研究者の評価・処遇を適切に実施している。 新規採用職員等に対する講習会の開催や担当職員の外部研修の受講等により、人事管理体制の充実につとめている。 行政支援型の研究開発独法としてミッションを全うできるよう、若手研究者を任期付職員として採用するなど、適正な人員管理を行っており、研究職のうち博士は8割以上である。 <p>○給与水準及び人件費削減の取組に関しては、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準は、俸給・諸手当ともに国に準じて運用し、対国家公務員指数は、事務・技術職員104.7、研究職員は108.0となった。 人件費削減の取組については、第一期中期目標期間の最終年度（平成17年度）予算額に対して、平成27年度の執行額で15.6%の削減を行っている。 役員及び職員の給与規程の改正を行い、公表している 福利厚生費は、事務・事業の公共性・効率性、国民の信頼確保の観点から、真に必要なものに限って予算執行している。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人事評価システムの実施、任期付研究員の採用等により、人材の獲得・配置・育成の戦略を適切に図っている。 ○給与水準についても適切な状況を維持している。 ○人件費についても適正な管理を行っている。 <p>これらを踏まえB評価とする。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間においては、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>（検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度も引き続き、高度な研究業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。 <p><その他事項></p> <p>（審議会の意見を記載するなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期計画における所期の目標を達成していること認められる。 人事評価システムの実施、任期付研究員の採用等により、人材の獲得・配置・育成の戦略を適切に図っている。また、給与水準、人件費についても適正な管理が行われていると評価できる。 業績評価制度の導入、任期付研究員の公募による適正な人員管理、給与体系の見直し等効率的に最大の成果を上げることがめざした人事計画が実行されている。 従来からの勤務評定に加え、業績評価制度の導入等多角的視点による人事評価システムを実施している。 行政支援型国立研究開発法人として建築の各分野の人員配置に配慮を要するため、適正な人員管理のもと、国との人事交流のほか民間との人事交流の一環として任期付研究者を採用している。当中長期目標期間では、14名（うち女性2名）の任期付研究員を採用した。 モチベーションを上げるため、成果の評価を何らかのインセンティブとして与えるシステムの構築はできているのかの検証が必要。 女性研究者の割合を高めるよう努力すべきではないか。 引き続き中長期目標を達成するべく適正な人員配置、国家公務員給与を踏まえた適正化等、人事に関する取組を進めることにより、中期目標を達成できるものと考えられる。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期目標期間においては、人事評価システムの実施及び任期付研究員の採用等により、必要な人材の確保が図られた。また、人員の適正配置により、高度な研究業務の推進が図られており、「研究開発成果の最大化」に向けて、成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。 <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き、高度な研究業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。 <p><その他事項></p> <p>（審議会の意見を記載するなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期計画における所期の目標を達成していると認められる。 従来からの勤務評定に加え、業績評価制度の導入する等多角的視点による人事評価システムを実施している。行政支援型研究開発法人として、建築の各分野の人員配置に配慮を要するため、適正な人員管理のもと、国との人事交流のほか、民間との人事交流の一環として任期付研究者を採用している。当中間目標期間では、18名（うち女性2名）の任期付研究員を採用した。人材の獲得・配置・育成を適切に図っている。 研究所員の減少に対して、何らかの計画、対策が必要ではないか。 研究職の年齢構成バランスなど、長期的に研究所の人事構成をどうするかについての検討が望まれる。 女性研究者の割合を高めるよう努力すべきではないか。 		

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）